

キッズケアホームにこぴあ

虐待防止・対応マニュアル

— 子どもの人権を守るために —

(職員による虐待の防止・家庭での虐待の早期発見と通告・記録様式つき)

事業所名	キッズケアホームにこぴあ（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
所在地	〒894-0062 鹿児島県奄美市名瀬有屋町 29-31
電話	0997-69-3695
運営法人	ホームナースほほえみ合同会社
管理者	福田 亜希子（児童発達支援管理責任者兼務）
法人統括	宮田 智子

版	年月日	内容
初版	令和 5 年 3 月	「虐待対応マニュアル」作成
第 2 版	令和 8 年 9 月 1 日	改定（「虐待、身体拘束防止マニュアル（らしく）」を参考に全面改定。職員による虐待の防止と通報の手順を追加し、家庭での虐待の早期発見・通告の内容を整理、フローチャート・様式を追加）

※基本的な考え方は「虐待防止のための指針」による。身体拘束は「身体拘束等適正化マニュアル」による。

目 次

はじめに.....	3
第1章 虐待とは.....	3
1. 虐待の種類.....	3
2. 判断のポイント.....	3
第2章 職員による虐待の防止.....	4
1. 虐待が起きやすい要因.....	4
2. 防止の取組.....	4
3. 職員の心がけ.....	4
第3章 職員による虐待（疑い）に気づいたとき.....	5
1. 通報の義務.....	5
2. 通報者の保護.....	5
3. 事業所の対応.....	5
第4章 家庭での虐待の早期発見と対応.....	6
1. にこぴあの役割.....	6
2. 虐待発見のポイント.....	6
3. 虐待が疑われたら.....	7
4. 子どもと保護者への対応.....	8
5. 関係機関との連携.....	8
第5章 関係機関連絡先.....	8
様式.....	10
様式1 職員セルフチェックリスト.....	11
様式2 虐待予防チェックシート.....	12
様式3 虐待（疑い）発見・対応記録.....	13

※Word で開いたとき目次が空欄の場合は、目次を右クリック → 「フィールドの更新」で表示されます。

はじめに

虐待は、子どもにとって生命の危険や障害につながるだけでなく、発育・発達の遅れや、情緒の不安定、強い攻撃性など、心身に深刻な影響を与える。大人になってからも不安や苦しみを抱え続けたり、次の世代に引き継がれることもある。しかし、子どもは自分から助けを求めることが難しいため、子どもに関わる大人が気づき、行動することが大切である。

にこぴあは、障害のある子どもとその家族に日常的に接しており、虐待の早期発見において重要な役割を担っている。同時に、子どもを支援する職員自身が、虐待や不適切な関わりをしないことが何より大切である。私たちはこの問題の知識と理解を深め、子どもの人権を守り、虐待を防止していく。

第1章 虐待とは

1. 虐待の種類

種類	職員による虐待の例	家庭等での虐待の例
身体的虐待	たたく、つねる、強く引っ張る、無理やり食べさせる、正当な理由のない身体拘束	殴る・蹴る、たばこの火を押しつける、戸外に長時間閉め出す
性的虐待	不必要に体に触る、着替え・排泄の場面を不必要に見せる・撮影する	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にする
心理的虐待	怒鳴る、ばかにする、脅す、無視する、他の子と比べてけなす、子ども扱いしてからかう	無視・拒否的な態度、罵声、脅し、きょうだい間の極端な差別、子どもの前での配偶者への暴力（DV）
放棄・放置（ネグレクト）	必要な介助・支援をしない、長時間放置する、体調不良に対応しない、他の職員の虐待を放置する	衣食住の世話をしない、病気なのに受診させない、乳幼児を家や車に残して外出する、同居人の虐待を放置する
経済的虐待	子どもの持ち物・お金を勝手に使う	—

2. 判断のポイント

- ・ 虐待をしているという「自覚」は問わない。しつけや指導のつもりでも、子どもの心身に有害な影響を与えれば虐待にあたる。
- ・ 子ども本人に「虐待されている」という自覚がなくても、虐待にあたる場合がある。
- ・ 虐待の種類は重なって起きることが多い。
- ・ 「不適切な関わり」をくり返すうちに、虐待へとエスカレートしていく。小さな出来事を見逃さない。

第2章 職員による虐待の防止

1. 虐待が起きやすい要因

要因	内容
密室の環境	職員が一人で支援する場面、他の職員の目が届きにくい場所
小さな出来事のエスカレート	言葉づかいの乱れ、からかい、乱暴な介助などが当たり前になり、次第にひどくなる
知識・技術の不足	障害の特性や行動の理由がわからず、力で抑えようとする
職員のストレス	人手不足、忙しさ、職場の人間関係、悩みを相談できない

2. 防止の取組

取組	内容
体制の整備	虐待防止責任者（管理者）を置き、虐待防止担当者と委員会の委員を毎年度選任する（任期1年、再任可）。委員会を定期的に開く
研修・資質向上	年1回以上と新規採用時の研修。障害特性の理解、行動への支援、子どもの権利、ストレスマネジメント
セルフチェック	年1回以上、全職員が「職員セルフチェックリスト」（様式1）を行い、委員会で結果を確認する
個別支援の推進	個別支援計画に基づき、一人ひとりの特性に合った支援を行う
密室をつくらない	できるだけ複数の職員で支援する。着替え・排泄・入浴の介助では、プライバシーに配慮しつつ、他の職員と声をかけ合う
開かれた運営	保護者・関係機関・地域との交流、苦情の受付、第三者委員の活用
職員を支える	困りごとを相談しやすい職場、休憩・休暇の確保、職員の心身の健康への配慮

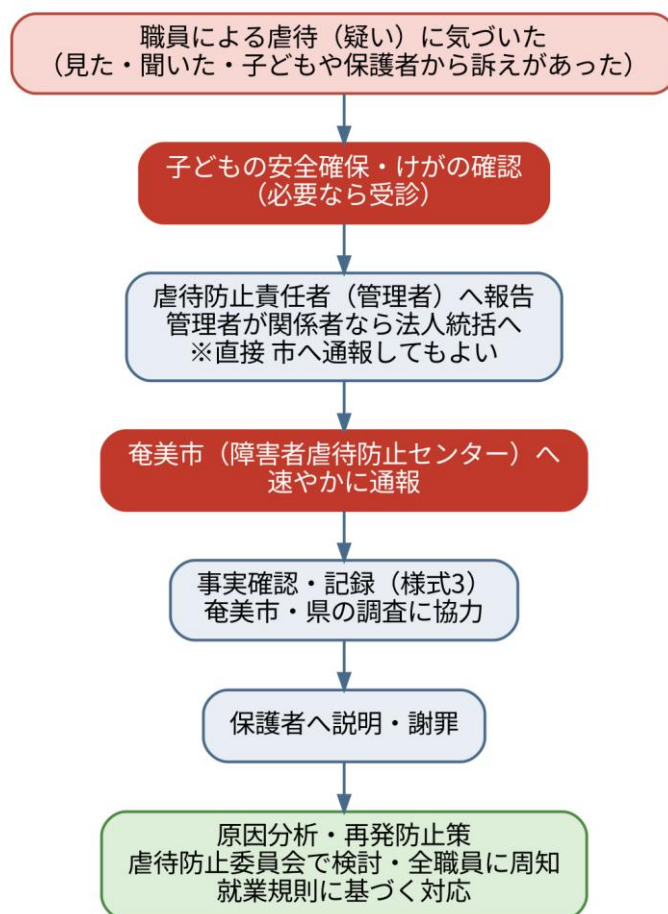
3. 職員の心がけ

毎日の支援で気をつけること

- ・子どもを名前（さん・くん）で呼び、命令ではなく、お願いや提案の言葉を使う
- ・大きな声で叱らない。してほしいことを短く具体的に伝える
- ・罰として活動に参加させない、おやつを取り上げる、などをしない
- ・「待っててね」で長時間待たせない
- ・他の職員の不適切な関わりに気づいたら、その場で声をかけ、管理者に伝える

第3章 職員による虐待（疑い）に気づいたとき

図1 職員による虐待（疑い）に気づいたときの対応



1. 通報の義務

- ・虐待を受けたと思われる子どもを発見した人は、速やかに市町村（奄美市）に通報しなければならない（障害者虐待防止法第16条）。
- ・「虐待かどうかははっきりしない」「疑い」の段階でも通報する。判断は市が行う。
- ・管理者に報告するとともに通報する。管理者が関わっている場合や、事業所内で対応されない場合は、直接奄美市に通報する。

2. 通報者の保護

- ・通報したことを理由に、解雇その他の不利益な扱いを受けない（同法第16条第4項）。
- ・通報は守秘義務に優先する。通報者が特定される情報は、市によって守られる。

3. 事業所の対応

- ① 子どもの安全を確保し、けががあれば受診させる。
- ② 関係した職員から事情を聴き、事実を記録する（様式3）。記録は事実と推測を分けて書く。
- ③ 奄美市・鹿児島県の事実確認・調査に全面的に協力し、記録・資料を提出する。

- ④ 保護者に事実を説明し、謝罪する。
- ⑤ 虐待が確認された場合は、原因を分析し、就業規則に基づいて対応し、再発防止策を決めて全職員に周知する。改善計画を奄美市・県に報告する。

第4章 家庭での虐待の早期発見と対応

1. にこぴあの役割

役割	内容
虐待の発生予防	療育を通じて保護者の育児負担を軽くする。職員や保護者同士の交流で育児不安を和らげる。子育ての悩みに助言・援助する。
早期発見	子どもと家庭の様子をよく観察し、虐待の兆しを見逃さない。虐待予防チェックシート（様式2）を活用する。気になることは速やかに管理者に伝える。
家庭への援助	管理者・職員で役割分担し、チームで対応する。信頼関係を保ちながら、関係機関と連携して援助する。

※児童福祉施設の職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない（児童虐待防止法第5条）。

2. 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら、虐待の可能性を考える。具体的な情報を時系列で記録する。

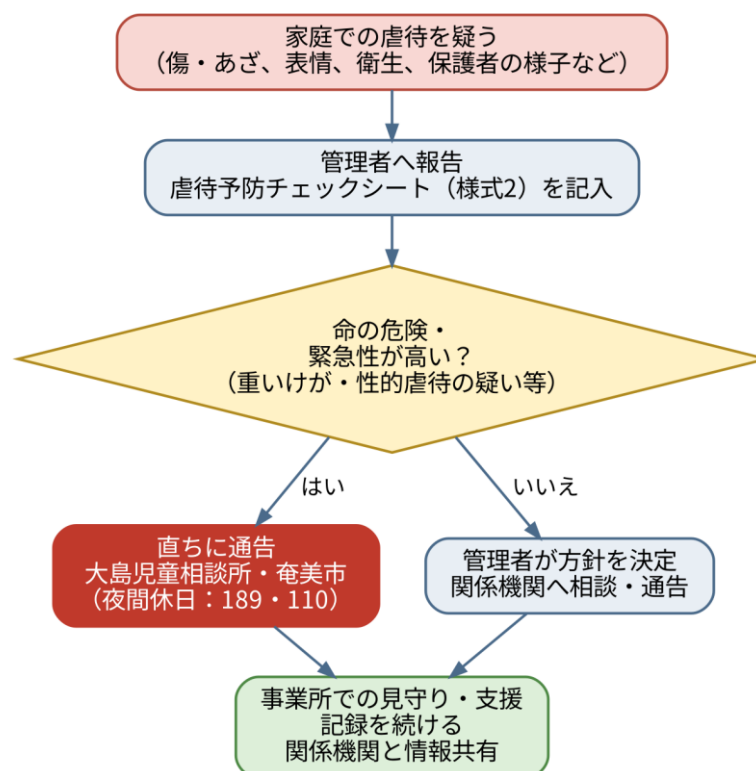
	子どもの様子
体	不自然な傷（あざ・目の周りの傷・やけど）がよくある、治療していない傷、身長・体重の増えが著しく悪い、体がとても汚れている（爪・耳あか・虫歯の多さ等）
表情	表情や反応が乏しい・笑わない、人の顔をうかがいおどおどする、おびえた泣き方をする、保護者と離れると安心した表情になる
行動	食事をむさぼるように食べる・隠れて食べる、感情の起伏が激しくパニックを起こしやすい、服を脱ぐ時に強い不安を見せる、警戒心が強い、年齢に合わない性的な言動
人との関わり	保護者が迎えに来ても喜ばず帰りがたがらない、保護者の前では従順になる、職員を試す・独占したがる、体の接触を極端に怖がる、乱暴・攻撃的
生活	服がいつも不潔、基本的な生活習慣が身につけていない、予防接種・健診を受けていない、理由のない長期の欠席

	保護者の様子
子どもとの関わり	拒否的な態度・言葉、たたく・怒鳴る・必要以上に厳しいしつけ、乱暴に扱う・放置する、冷淡・無関心、能力以上のことを求める、きょうだいへの差別、けが・欠席の説明が不自然

	保護者の様子
他者との関わり	職員や他の保護者に否定的・攻撃的、関係が持てない、会話を避ける・説明がころころ変わる
生活	地域から孤立している、不衛生な生活環境、夫婦間の暴力、経済的に不安定、生活リズムが乱れている
保護者自身	表情が硬い、ひどく疲れている、精神的に不安定、連絡がとりにくい

3. 虐待が疑われたら

図2 家庭での虐待が疑われたときの対応



- ① 「いつもと違う」「どうしてあんな所に傷が」「世話をしてもらっていないのでは」と感じたら、速やかに管理者に伝え、虐待予防チェックシート（様式2）を記入する。
- ② 家庭環境・保護者の状態・子どもの様子を把握し、管理者が方針を決め、必要に応じて大島児童相談所・奄美市に通告・相談する。
- ③ 命の危険がある、重いけが、性的虐待の疑いなど緊急性が高い時は、直ちに通告する（夜間・休日は189又は110）。
- ④ 職員は子どもの日常の見守りと安全確保を第一にし、関係機関と連携して継続的に援助する。
- ⑤ 子どもと保護者のプライバシーに十分配慮する。

通告とプライバシー

・通告は守秘義務に優先する。通告によって守秘義務違反に問われることはない（児童虐待防止法第6条第3項）。

- ・虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことができる（個人情報保護法）。
- ・虐待の事実がないことを知りながら通告した場合を除き、法的責任を問われることはない。
- ・「確証がない」ことは通告をためらう理由にならない。疑いの段階で通告する。

4. 子どもと保護者への対応

対象	対応
子どもへ	味方であることを伝え、安心感を持たせる。声かけやふれあいを増やし、大切にされている実感を持てるようにする。できた経験を通じて自信を持てる機会をつくる。いつもと違う変化があれば、速やかに関係機関に連絡する。
保護者へ	接する機会を多くする。責めたり問い詰めたりしない（追い詰めないことが鉄則）。不安・怒り・つらさを受け止め、気持ちに寄り添う。子育ての悩みを一緒に考える。

5. 関係機関との連携

- ・まず電話で連絡し、対応を相談する。情報を提供し、緊急度の判断を待つ。
- ・緊急性が高い場合は、児童相談所が立入調査・一時保護などで子どもの安全を確保する。
- ・在宅での支援となった場合は、関係機関がそれぞれの役割を担い、家族を支援する。にこびあで見守りを依頼された時は、キーパーソン（中心となる専門家）、各機関の役割、見守りのポイント、報告の方法とタイミングを確認する。
- ・必要に応じて、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に参加し、情報提供と役割分担を行う。

第5章 関係機関連絡先

機関	電話	受付時間・内容
奄美市（障害者虐待防止センター／福祉政策課）	0997-52-1111（代表）	平日 8:30～17:15 職員による虐待の通報
大島児童相談所	0997-53-6070	平日 9:00～17:00 児童虐待の通告・相談、子どもの保護
児童相談所虐待対応ダイヤル	189	24 時間 夜間・休日の通告
奄美警察署	0997-53-0110（緊急時 110）	命の危険がある時
奄美市（子育て・母子保健担当／健康増進課）	0997-52-1111（代表）	子育ての相談・保健師の訪問
名瀬保健所	0997-52-5411	平日 9:00～17:00 母子保健・こころの相談
県立大島病院	0997-52-3611	子どもの診察・関係機関との連携

機関	電話	受付時間・内容
子育て支援センター（港町）	0997-53-5900	月～土 8:30～18:00 子育ての相談

※奄美市の障害者虐待防止センターの直通番号・夜間休日の連絡先は確認して記入しておく。

附則 このマニュアルは、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

以上

様式

様式	使う場面	書く人
様式 1 職員セルフチェックリスト	年 1 回以上（委員会で集計）	全職員
様式 2 虐待予防チェックシート	家庭での虐待が気になる時	気づいた職員・担任
様式 3 虐待（疑い）発見・対応記録	虐待（疑い）に気づいた時・対応のたび	気づいた職員・管理者

様式1 職員セルフチェックリスト

職員セルフチェックリスト

実施日： 年 月 日 氏名（無記名可）：

当てはまるものに○をつけてください。（A：いつもしている B：ときどきある C：ほとんどない D：まったくない）

No.	チェック項目	A	B	C	D
1	子どもを呼び捨てやあだ名で呼んだり、命令口調で話したりしている				
2	大きな声で叱ったり、怒鳴ったりしている				
3	子どもの話しかけや訴えを無視したり、後回しにしたりしている				
4	「待っててね」と言って、長い時間待たせている				
5	他の子どもの前で、その子のできないことや失敗を話している				
6	罰として活動に参加させない、おやつを取り上げることがある				
7	子どもの手を強く引いたり、乱暴に介助したりしている				
8	着替え・排泄の介助で、プライバシーへの配慮が不十分なことがある				
9	子どもの気持ちを確かめずに、職員の都合で行動を決めている				
10	子どもをからかったり、年齢にふさわしくない扱いをしたりしている				
11	子どもの写真・情報を、許可なくスマートフォン等で扱っている				
12	他の職員の不適切な関わりを見ても、注意や報告をしていない				
13	忙しさやストレスで、子どもにいらいらをぶつけてしまうことがある				
14	困った時に、上司や同僚に相談できていない				

気づいたこと・相談したいこと	
----------------	--

様式2 虐待予防チェックシート

虐待予防チェックシート

記録日：令和 年 月 日 記録者：

お子さまの名前	生年月日： 年 月 日
---------	-------------

場面	対象	チェック項目（当てはまるものに✓、状況を記入）
来所時	子ども	☐ けが（あざ・傷・こぶ・その他） ☐ 表情（ぐずる・元気がない・暗い等） ☐ 衛生面（体の汚れ・におい・同じ服・服の汚れ） ☐
	保護者	☐ 態度（疲れている・子どもと目を合わせない・その他） ☐ 遅刻の状況（事前連絡の有無） ☐ 忘れ物が多い ☐
活動・生活	子ども	☐ 食事（がつがつ食べる・丸のみ・その他） ☐ 表情（ぼーっとしている・無表情） ☐ おむつ交換・着替えの時の様子 ☐ 友だち関係（攻撃的・言葉づかい） ☐ 遊びの様子（人や物への独占欲等） ☐ 体調不良 ☐ 午睡時の様子 ☐
降所時	子ども	☐ 保護者を見る表情・会話 ☐ 保護者と会った時の態度の変化 ☐
	保護者	☐ 態度 ☐ 職員を避ける ☐
その他	家庭	☐ 家族の様子（父・母・祖父母・夫婦間・その他） ☐ 経済状況 ☐ 就労状況（常勤・パート・その他） ☐ 住まいの様子 ☐ いつもと違う様子

具体的な状況 （いつ・どこで・誰が・何を・どのように）	
対応	
確認	担任： 印 管理者： 印

様式3 虐待（疑い）発見・対応記録

虐待（疑い）発見・対応記録

記録日： 年 月 日 記録者：

区分	☐ 職員による虐待（疑い） ☐ 家庭等での虐待（疑い）
お子さまの名前	
気づいた日時・場所	年 月 日 時 分頃 場所：
気づいたきっかけ	☐ 見た ☐ 聞いた ☐ 子どもから訴え ☐ 保護者から訴え ☐ その他 ()
事実（見たこと・聞いたこと）	
子どもの状態・けが	
管理者への報告	月 日 時 分
通報・通告	☐ 奄美市（ 月 日 時 分 担当： ） ☐ 大島児童相談所 （ 月 日 時 分 担当： ） ☐ その他（ ）
関係機関からの指示	
保護者への説明	月 日 説明者：
その後の経過・再発防止策	